

住宅の建設年度	北海道以外の地域に適用される率	北海道の地域に適用される率
二五	三・五	一
二六	三・一	二・七
二七	三・〇	二・六
二八	二・九	二・五
二九	二・八	二・五
三〇	二・八	二・五
三一	二・六	二・五
三二	二・六	二・五
三三	二・六	二・五
三四	二・六	二・五
三五	二・五	二・四
三六	二・五	二・二
三七	二・二	二・二
三八	二・二	二・一
三九	二・一	二・〇
四〇	二・〇	一・九

十二 償還金額 額面金額百円につき百円
十三 元利金支 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店
十四 払込期日 昭和六十年十月二十六日
○大蔵省告示第一号
住宅金融公庫法施行規則（昭和二十九年大蔵省令第一号）第十一條の二第二項の規定に基づき、主務大臣が定める率を次のとおり定める。
なお、昭和五十八年十一月二十二日大蔵省・建設省告示第一号は、廃止する。
昭和六十年十一月一日
大蔵大臣 竹下 登
建設大臣 木部 佳昭

○農林水産省告示第千六百五十一号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一條第一項の規定に基づき、輸出植物検疫規程（昭和二十五年八月四日農林省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。
昭和六十年十一月一日
農林水産大臣 佐藤 守良
第一條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「ゆりにつては開花期。但し、鉄砲ゆり」を「ゆり（組織培養により生産されるものを除く。）」に改め、同項第二号中「チューリップ」の下に「（組織培養により生産されるものを除く。）」を加え、同項第四号中「植物」の下に「（組織培養により生産されるものを除く。）」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。
五 組織培養により生産される植物については、隨時
第四條第二項中「標札の撤去」を「表示の除去」に改める。
○通商産業省告示第百三十九号
工業標準化法に基づき告示による検査に関する省令（昭和五十五年厚生省、通商産業省、運輸省令第二号）第六條第一号の規定に基づき、昭和五十六年通商産業省告示第百八十九号（工業標準化法第二十一條の二第一項の検査を行う認定検査機関の名称等を告示）の一部を次のように改正する。
昭和六十年十一月一日
通商産業大臣 村田敬次郎
表財団法人日本プラスチック検査協会の項中「財団法人日本プラスチック検査協会」を「財団法人高分子素材センター」に改める。
附則
この告示は、昭和六十年十月一日から適用する。

四一	二・〇	一・九
四二	一・八	一・八
四三	一・七	一・七
四四	一・六	一・七
四五	一・六	一・六
四六	一・五	一・五
四七	一・五	一・五
四八	一・四	一・四

○通商産業省告示第百四十号
工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十一條の二第二項（第二十五條第三項において準用する場合を含む。）及び工業標準化法に基づく告示による検査に関する省令（昭和五十五年厚生省、通商産業省、運輸省令第二号）第一條第一項（第十三條において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和六十年通商産業省告示第百四十一号（工業標準化法第二十一條の二第二項の規定による検査を受けるべき指定商品の名称等を告示）の一部を次のように改正する。
昭和六十年十一月一日
通商産業大臣 村田敬次郎
○通商産業省告示第百四十一号
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第百六十四号）第二條第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。
昭和六十年十一月一日
番号 名称 住所
2081 山春林産株式会社 東京都中央区日本橋浜町三丁目十九番二号
2082 株式会社桐越建設 東京都江東区亀戸四丁目十七番二十五号
○海上保安庁告示第百七十六号
航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六條の規定に基づき東京十三号船舶通航信号所に関する告示（昭和五十五年海上保安庁告示第百二十七号）の一部を次のように改正し、昭和六十年十一月一日から施行する。
昭和六十年十一月一日
海上保安庁長官 山本 長
電波の型式、周波数及び空中線電力の項中「〇・W」を「5W」に改める。
○労働省告示第百六十八号
勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十八條第五項において準用する同条第二項において準用する雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第二十三條第三項及び雇用促進事業団法施行規則（昭和三十六年労働省令第三十九号）第二條の規定に基づき、昭和六十年十月三十一日付で認可した雇用促進事業団勤労者財産形成業務方法書の変更を次のとおり告示する。
昭和六十年十一月一日
労働大臣 山口 敏夫

指定商品又は指定加工技術の名称（該日本工業規格）並びに検査の実施につき指定された認定検査機関の名称及び所在地の項中「東京外、山手、宮崎、熊本」を「東京外、山手、宮崎、熊本、鹿児島」に改める。
附則
（適用期日）
1 この告示は、昭和六十年十月一日から適用する。
（経過措置）
2 この告示の適用前に日本プラスチック検査協会に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、高分子素材センターに対してした申請等とみなす。

○労働省告示第百六十九号
雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第二十三條第三項及び雇用促進事業団法施行規則（昭和三十六年労働省令第三十九号）第二條の規定に基づき、昭和六十年十月三十一日付で認可

1 この告示は、昭和六十年11月2日から施行する。
2 労働省告示第10号の告示は、昭和60年10月11日以前に提出された申請書に「東京外、山手、宮崎、熊本、鹿児島」の記載について適用し、同日以前に提出された申請書に「東京外、山手、宮崎、熊本」の記載については、この告示の施行による。